

県域1農業共済組合の平成26年4月の設立に向けて



第20回「高知の農村」写真コンテスト佳作
「いもほりバンザイ！」 坂本幸義(田野町)

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

平成25年5月

はじめに

設立推進協議会では、県域1農業共済組合を設立するにあたっての基本的事項について、審議を重ねてきました。その審議の中で、目標とする新組合の設立日については、県内5農業共済組合の組合長をはじめ、設立推進協議会の全委員の賛同を得て、平成二十六年四月と決定いたしました。

新組合の設立に向けての今後のスケジュール等について、組合員の皆様方にお知らせいたします。

これまでの経過

○組織再編計画検討会議

平成二十二年六月に県域1農業共済組合(特定組合)構想を、高知県における農業共済団体の将来構想として策定しました。併せて、現在の6事業所体制で引き続き運営していくことを決定しました。

○設立推進協議会

県域1農業共済組合(特定組合)構想の実現に向けて、新組合設立にあたっての基本的事項について、これまでに十三回の審議を重ねた結果、ほとんどの事項について関係者の合意が得られました。現在、合意形成中の事項を含めて、詰めの審議が行われています。

○各組合の理事会等への報告

設立推進協議会での審議の内容については、各組合の理事会や総代会の場にお伺いをして報告を行うとともに、「ご意見やアドバイスをいただきながら、取組みに万全を期すこと」としてまいります。また、今回のように、パンフレットや組合広報誌への掲載を通して、組合員の皆様方に取り組みの状況をお知らせしています。

平成二十四年十月には、県議会産業経済委員会において、農業共済組合の県域1組合化への取組みの経過について報告をいたしました。

○NOSAーシステムの整備

現在の5組合、1連合会の6組織が、5組合の合併による新組合の設立と新組合による連合会の承継により、1組織となった場合には、業務を行う上で、NOSAー情報の管理の一元化や本支所間の情報の共有化が必要となります。

また、新システムへの移行にあたっては、事務処理の効率化を図るとともに、セキュリティ面での配慮も求められることとなります。

こつしたことから、現在、新たなNOSAーシステムの整備に向けての検討作業が始まっています。

国からの指導

国からも、全国の農業共済団体と都道府県に対し、「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」が通知され、より一層合理的で効率的な制度運営や農家の負担軽減を果たすために、1県1組合化への移管を基本方針として推進することが示されました。これに伴い、全国的に取組みが加速されるとともに、国からの事務費負担金も、県域での合併を行った組合に対して段階的に加算される方向にあります。

全国の状況

○1組合化している都県

群馬県、東京都、神奈川県、福井県、熊本県、沖縄県

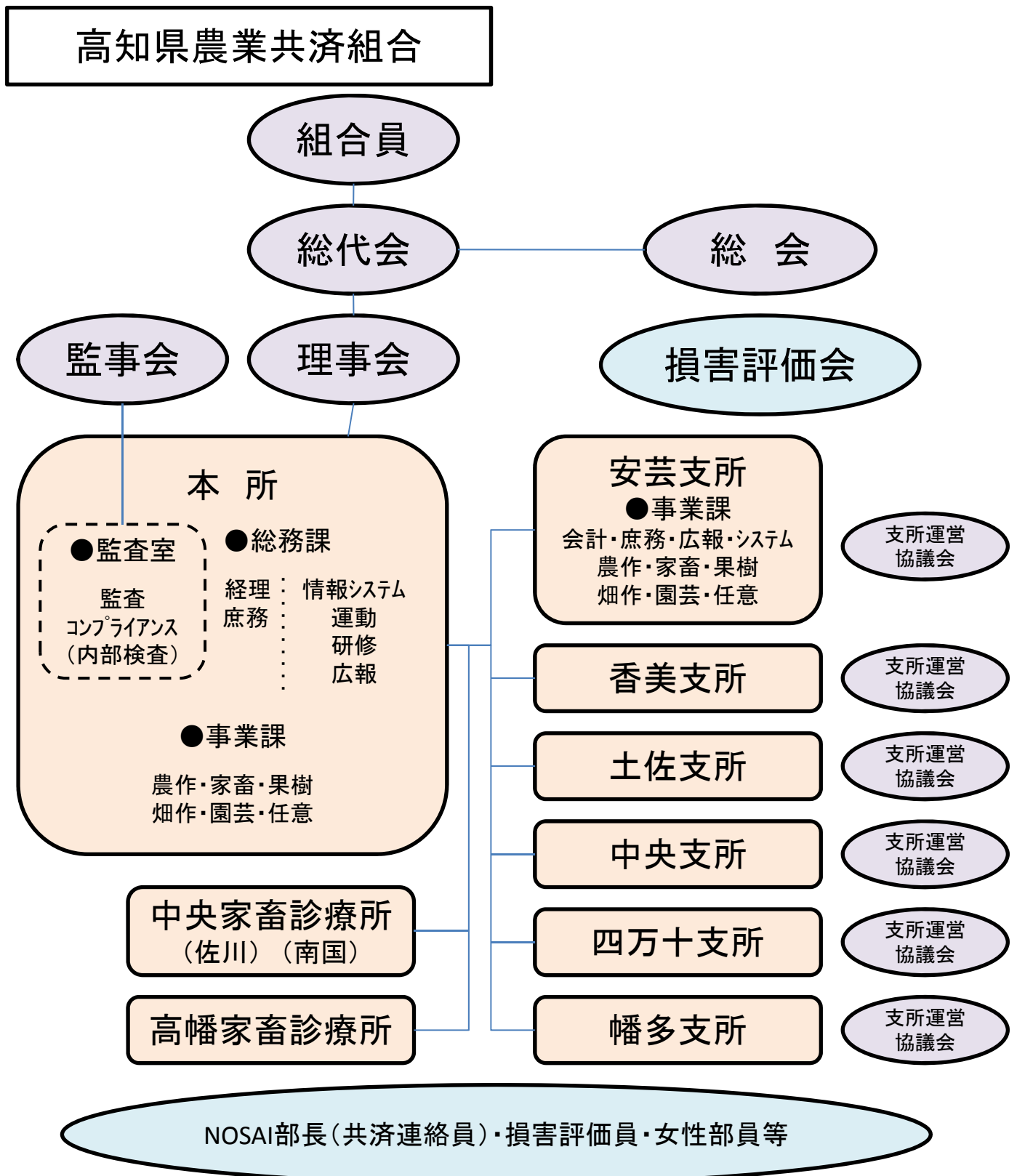
○平成二十五年四月から1組合化がスタートした府県

滋賀県、京都府、香川県

今後のスケジュール

平成25年度	<p>平成25年4月～8月</p> <ul style="list-style-type: none">・各組合理事会(合併予備契約) <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none">・各組合総代会での報告 <p>5月～6月</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村農業担当部署への経過報告 <p>8月(8/13)</p> <ul style="list-style-type: none">・合併予備契約調印式 (5組合間での合併予備契約の締結) <p>10月(10/10)</p> <ul style="list-style-type: none">・各組合総代会 (合併の議決と設立委員の選任)・各組合の財務調査(債権者公告) <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none">・N O S A I システム(SBC)の試験運転開始 <p>11月～平成26年2月</p> <ul style="list-style-type: none">・設立委員会(複数回) <p>3月</p> <ul style="list-style-type: none">・県に対する合併認可申請
平成26年度	<p>平成26年4月</p> <ul style="list-style-type: none">・新組合の設立(登記)・総代の選挙・連合会の解散(登記)、国への連合会の権利義務の承継申請 <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none">・特定組合の設立

○県域1農業共済組合(特定組合)の組織図



※通常は總會に代わる総代会により運営を行っていますが、農業災害補償法上、總會は必置機関となっています。

※支所運営協議会は、「総代、NOSAI部長、損害評価員、その他必要なメンバー」を構成員として、地域の声を事業運営に反映するために各支所に設置するものです。

新組合の設立の基本的事項

○ 県域1農業共済組合(特定組合)の名称と運営

高知県農業共済組合を組合名とし、安芸、香美、土佐、中央、四万十、幡多の6支所で運営します。

○ 合併の方式

新設の対等合併とします。また、県域1組合を設立した後、高知県農業共済組合連合会が新組合に承継されます。

○ 設立の時期

平成二十六年四月を設立目標日とし、共に取組みを推進することについて、5組合の組合長をはじめ、全ての委員の賛同が得られたことから、設立推進協議会としての決定事項となりました。

○ 設立までの遵守事項

固定資産の取得・処分や引当金の取崩しの凍結、職員の新規採用の制限、臨時昇給の禁止、単年度黒字の達成などを遵守事項としています。

○ 総代数

総代は組合員数三百人に一人とし、組合員総数約三万九千人に対して、百三十二人とします。選挙区については、六つの支所の区域とします。

安 芸	12
香 美	21
土 佐	29
中 央	25
四万十	25
幡 多	20
計	132

○ 理事数

理事については、各支所均等割の定数に組合員数を加味し、決定しました。

安 芸	3
香 美	3
土 佐	4
中 央	3
四万十	3
幡 多	3
女 性	2
計	21

※平成二十九年度改選から安芸が二人、計二十人となります。

※女性理事は、東ブロック(安芸・香美・土佐)、西ブロック(中央・四万十・幡多)から各一人選任します。
合併初年度は土佐、四万十から選任します。

○監事数

監事については、県域で三人とします。東ブロック(安芸・香美)、中ブロック(土佐・中央)、西ブロック(四万十、幡多)から各一人選任します。

合併初年度は、香美・土佐・四万十から選任します。

○職員の引き継ぎ

在籍する全職員を新組合に引き継ぐこととします。

○共済掛金率

共済掛金率は、国の告示料率による。ただし、農作物共済及び果樹共済の共済掛金率は、合併後においても次の料率改定期までは、旧組合ごとに従前の料率とします。

○損害防止事業

損害防止事業については、合併後も一定期間(1年～2年間)は、旧組合で実施している事業を継続することとします。その間に、実施している損害防止活動の費用対効果の検証を行い、廃止や統一等の判断をします。

○合併の可否






合併は総代会で合併が承認された組合で行うものとする。

○設立委員会

安芸、香美、土佐、中央の各組合から一人、四万十の組合から二人設立委員を選出して、新組合の定款、共済規程、諸規則等の作成、事業計画書及び収支予算書の作成、新組合の役員選任、新組合の設立認可の手続きなどを行います。

○賦課単価

合併後の賦課単価を次のとおり統一しました。

共済事業	共済目的	賦課単価	
 農作物共済	水稲	1アール当たり	15円
 家畜共済	乳牛及び肉用牛	1頭当たり	650円
	乳用子牛・肉用子牛 (胎児含む)	1頭当たり	400円
	馬	1頭当たり	1,000円
	豚(種豚・肉豚)	1頭当たり	60円
 果樹共済	うんしゅうみかん (1類・2類) 指定かんきつ (ぽんかん)	1アール当たり	100円
	うんしゅうみかん (3類)	1アール当たり	400円
	指定かんきつ(ゆず)	1アール当たり	50円
 畑作物共済	茶	1アール当たり	30円
	大豆	1アール当たり	25円
 園芸施設共済		1棟当たり 1アール当たり	200円 220円



平成25年5月

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

事務局：高知県農業共済組合連合会

住所 高知市升形10-5

電話 088-822-4346

FAX 088-822-4349

E-mail kikaku@nosai-kochi.or.jp

高知県農業振興部協同組合指導課

高知市丸ノ内1丁目7-52

088-821-4803

088-821-4703

162301@ken.pref.kochi.lg.jp